別記様式第13号(第5条第8項関係)

広大　　　　　―

年　　月　　日

法人文書不開示決定通知書

(開示請求者)　　　　様

広島大学長　　　　　印

　　　年　　月　　日付けの法人文書の開示請求について，独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第9条第2項の規定に基づき，下記のとおり，開示しないことと決定しましたので通知します。

記

1　不開示決定した法人文書の名称

2　不開示とした理由

＊　この決定について不服があるときは，行政不服審査法(平成26年法律第68号)第2条の規定により，この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に，国立大学法人広島大学に対して審査請求をすることができます。また，この決定の取消しを求める訴訟を提起する場合は，行政事件訴訟法(昭和37年法律第139号)の規定により，この決定があったことを知った日から6か月以内に，国立大学法人広島大学を被告として，広島地方裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができます。

＊　担当課等